

特定施設入居者生活介護重要事項説明書

【令和6年9月1日現在】

当事業所は介護保険の指定を受けています
[相模原市指定第 1472603750]

当事業所は、ご契約者様に対し外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供します。「相模原市条例」に基づいて、事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

- 1 事業者の概要
- 2 事業所の概要
- 3 運営規定の概要
- 4 施設の職員体制
- 5 職員の勤務体制
- 6 特定施設入居者生活介護の内容
- 7 特定施設入居者生活介護の利用料金
- 8 サービス内容等に関する苦情相談窓口
- 9 非常災害時の対策
- 10 緊急時における対応等
- 11 協力医療機関
- 12 静養室の利用と手続き
- 13 施設利用の留意事項
- 14 施設入居・利用契約
- 15 身体拘束について
- 16 虐待防止について
- 17 ハラスメント行為の禁止について
- 18 暴力団排除について
- 19 職員の資質向上について
- 20 守秘義務について
- 21 その他

1 事業者(法人本部)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恩賜財団 神奈川県同胞援護会		
代表者名	会長 岡 章太郎		
法人本部所在地・連絡先	(住所)	横浜市西区岡野2-15-6	
	(電話)	045-311-2606	
	(FAX)	045-314-3924	

2 事業所(ご利用施設)の概要

施設の名 称	相模原養護老人ホーム		
所在地・連絡先	(住所)	相模原市南区大野台5-13-7	
	(電話)	042-751-7060	
	(FAX)	042-752-9227	
事業所番 号	1472603750		
管理者の氏 名	藤井 直樹		

3 運営規定の概要

社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が運営する指定特定施設入居者生活介護事業所「相模原養護老人ホーム」(以下「事業所」という。)が行う指定特定施設入居者生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態等にある高齢者等(以下「要介護者」という。)に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

以下、相模原養護老人ホーム 指定特定施設入居者生活介護事業所運営規定による。

4 施設の職員体制

当事業所は、老人福祉法及び介護保険法と相模原市条例に基づく「介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

但し、法令に基づき兼務する事ができるものとする。

従業者の職種	人数	区 分				常勤換算後の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1	0	1	0	0	1.0 人	業務全般の管理等
計 画 作 成 担 当 者	2	0	2	0	0	2.0 人	介護計画作成等
訪 問 介 護 員	23	0	18	0	5	5.4 人	介護サービス提供
(1)介護福祉士	19	0	16	0	3	4.6 人	〃
(2)訪問介護養成研修1級課程修了	0	0	0	0	0	0.0 人	〃
(3)訪問介護養成研修2級課程修了	4	0	2	0	2	0.8 人	〃
(4)訪問介護養成研修3級課程修了	0	0	0	0	0	0.0 人	〃

5 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤で勤務	8 / 4週
計画作成担当者	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30) 常勤で勤務	8 / 4週
介護職員	早番 (7 : 00 ~ 16:00) 日勤 (8:30 ~ 17:30) 遅番 (9:30 ~ 18:30) (10:00 ~ 19:00) 夜勤 (16:15 ~ 10:15)	8 / 4週

6 特定施設入居者生活介護の内容

(1) 介護保険給付対象のサービス

ア 基本サービスの内容

特定施設サービス 計画の立案	利用者の状況に応じて解決すべき課題を把握し、意向を踏まえ、特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービス提供上の留意点等の特定施設サービス計画を作成します。
入居者の安否確認	事業所の支援員等により、皆様の日常生活及び心身の状況に常に気を配ります。
生活相談等	生活相談等には、生活相談員、支援員等が当たります。

イ 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき下記サービスについては、指定居宅サービス事業者への委託により提供いたします。

種類	内容
身 体 介 護 食 事	状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立について適切な援助を行います。 朝食 8時20分 昼食 12時00分 夕食 18時00分
入 浴	状況に応じて適切な入浴介助を行うとともに、入浴の自立について適切な援助を行います。 介護入浴日 (月・金)(水・土)の午前(振り替える場合があります)
排 泄	状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

種類	内容
生 活 援 助 着 替 、 整 容 等	日常生活のリズム及び清潔感を考えた援助を行います。 ・着替え ・洗濯 ・掃除 ・片付け など さらに、プライバシーの確保に配慮をします。
通 院 、 買 物 等	通院に際しては、個々人の状況に応じた援助を行います。 ・付き添い ・送迎 ・手続き など
健 康 管 理	健康チェック等は、定期的に行うとともに、日常生活において常に配慮された援助を行います。

ウ 指定居宅サービス委託事業者

指定訪問介護 相模原養護老人ホームヘルパーステーション
相模原市南区大野台5-13-7

その他の指定居宅サービス 皆様の希望、心身の状況等に応じその都度、当事業所が委託するサービス事業所より提供します。

(2)介護保険給付対象外のサービス

ア 特別な介護費用

イ 生活支援費

ウ 遠方の医療機関への通院に要する費用

エ その他

・理美容利用料金等	1回あたり	実費
・記録等の複写物料金等	1枚あたり	10円

7 特定施設入居者生活介護の利用料金

(1)保険適用の料金

ア 基本サービス利用料 一日あたりの料金 84 単位: 885 円
一日あたりの利用者負担 89 円

イ サービス体制強化利用料 一日あたりの料金 22 単位: 231 円
一日あたりの利用者負担 24 円

ウ 受託居宅サービス利用料

①指定訪問介護の身体介護

時間	単位	料金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
30分未満	189 単位	1,992 円	200 円	399 円	598 円
45分未満	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円
1時間未満	341 単位	3,594 円	360 円	719 円	1,079 円
1時間15分未満	426 単位	4,490 円	449 円	898 円	1,347 円
1時間30分未満	511 単位	5,385 円	539 円	1,077 円	1,616 円

②指定訪問介護の生活援助

時間	単位	料金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	48 単位	505 円	51 円	101 円	152 円
30分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
45分未満	142 単位	1,496 円	150 円	300 円	449 円
1時間未満	190 単位	2,002 円	201 円	401 円	601 円
1時間15分未満	214 単位	2,255 円	226 円	451 円	677 円
1時間15分以上	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円

8 苦情等申し立て先

利用者又は身元引受人等は提供されたサービス等につき、苦情を申し出る事が出来る。その場合、速やかに事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者又は身元引受人等に報告するものとする。尚、苦情申し立て窓口は、下記のとおりである。

当施設相談窓口	窓口担当 相談員 (佐藤 真貴子・高倉 学・吉野 久美子) 解決責任者 施設長 藤井 直樹 ご利用時間 午前9時～午後5時 ご利用方法 面接相談、苦情箱
相模原市 高齢政策課 相談窓口	所在地 相模原市中央区富士見6-1-20あじさい会館4階 電話番号 042-707-7046 FAX番号 042-752-5616 対応時間 午前8時30分～午後5時15分
神奈川県国民健康 保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 FAX番号 0570-033-110 対応時間 午前8時30分～午後5時15分

9 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「相模原養護老人ホーム消防計画」にのっとり対応を行います。
避難訓練	別途定める「相模原養護老人ホーム消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
消防計画書	相模原南消防署への届出：令和元年8月16日 防火管理者：須藤 譲

10 緊急時における対応等

入居中に体調等の急変があった場合は、ご本人の主治医の指示、もしくは協力医療機関の協力により速やかに対処します。

また緊急時連絡先等の必要な連絡先に連絡します。

11 協力医療機関

病 院 名	医療法人社団創生会 町田病院
住 所	東京都町田市木曾東4-21-43
電 話 番 号	042-789-0502
診 療 科 目	総合病院
入 院 設 備	あり

病 院 名	社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会 シルバータウン相模原特別養護老人ホーム診療所
住 所	相模原市南区大野台5-13-7
電 話 番 号	042-755-0301
診 療 科 目	内科
入 院 設 備	なし

病 院 名	医療法人社団仁和我 さがみ仁和我病院
住 所	相模原市中央区相模原4-11-4
電 話 番 号	042-755-2133
診 療 科 目	総合病院
入 院 設 備	あり

病 院 名	医療法人 相明会 岩本歯科 往診部
住 所	町田市原町田4-3-14白鳥ビル2階
電 話 番 号	042-720-4655
診 療 科 目	歯科

12 静養室の利用と手続き

入居者のより適切な介護のため、必要とする場合には、静養室等において介護に当たります。その判断は、ご本人の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いたうえでおこないます。なお、緊急等の場合で医師の意見を事前に求めることができないときは、事後速やかに医師の意見を聞き、適切に対処します。
必要性の判断に際し、入居者及びご家族等の意見を聞くものとします。

13 施設利用の留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用してください。これに反して破損等した場合は、弁償していただくこととなります。
喫 煙	所定の場所以外では喫煙しないでください。
禁止行為等	騒音、飲酒等により他の入居者の迷惑になる行為。 むやみな他の居室への入室。 宗教、政治活動若しくは広報活動等。
所持金等の管理	所持金等は、自己の責任にて管理してください。

14 施設入居・利用契約

入居者と事業者との間で結ばれた特定施設利用契約書(別紙)に従います。

15 身体拘束について

事業者及び職員は、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合をのぞき身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
但し、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化のためのマニュアルにしたがって必要最低限の時間及び期間に限り身元引受人等の承認のもと、身体拘束を行うこともある。

16 虐待防止について

(1)事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- (2)事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

17 ハラスメント行為の禁止について

- (1)事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2)利用者および利用者のご家族がサービス従業者に対し以下の行為をすることを固くお断りします。
- ①身体的な危害を加える行為
例:殴る、蹴る、物をぶつける、唾を吐く
 - ②個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
例:怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する
 - ③相手の意に反する性的誘いかけ、好意的な態度の要求等性的な嫌がらせ行為
例:必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す

18 暴力団排除

指定介護老人福祉施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

- (1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

19 職員の資質向上

当事業所職員は、資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制も併せて整備する。

- (1) 採用時研修 : 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 : 年1回以上

20 守秘義務について

当事業所では介護福祉サービスを提供する上で、知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

21 その他

相模原養護老人ホームの運営規程に従い特定施設入居者生活介護のサービス提供に努めます。

.....確認及び書名欄.....

当事業所は、特定施設入居者生活介護にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

「事業者」

所在地

神奈川県相模原市南区大野台5-13-7

事業者

相模原養護老人ホーム

施設長 藤井 直樹

説明者名

私は、契約書及び本書面により、事業者から特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

「契約者」

住所

氏名

.....確認及び書名欄.....

当事業所は、特定施設入居者生活介護にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

「事業者」

所在地 神奈川県相模原市南区大野台5-13-7
事業者 相模原養護老人ホーム
施設長 藤井 直樹

説明者名

私は、契約書及び本書面により、事業者から特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

「契約者」

住所

氏名